

魚津市告示第18号

魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付要綱の一部改正について

魚津市中小企業等活性化支援事業助成金交付要綱（平成17年魚津市告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

助成対象事業	助成金交付要件	助成対象経費	助成金の額	助成金の限度額	助成金の交付申請期間等
特許等取得助成事業	市内中小企業が弁理士に依頼し、産業財産権を取得すること。	出願に係る弁理士費用	助成対象経費の4分の1	20万円	出願後3か月以内
ビジネスフェア等出展事業	自社で製造・販売している商品等を県外に出展すること。	出展に要する会場使用料（出展料及び出展小間料）、通訳報酬及び展示品運送費（通訳報酬及び展示品運送費については、海外に出展する場合に限る。）		5万円	事業実施前かつ出展確定後
ホームページ作成事業	自社のホームページを新規に作成すること。（既にホームページを有している事業所は除く。）	作成委託料、ホームページ作成に必要なソフト購入費		5万円	事業実施前かつ委託契約締結後
動画作成事業	自社のPR動画を制作すること。	作成委託料、動画作成に必要なソフト購入費		5万円	事業実施前かつ委託契約締結後

備考

- この表により算定した助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 各助成対象事業に係る助成金の交付は、1中小企業等につき会計年度ごとに1回限りとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。